

水災初期費用補償特約の発売開始

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長:広瀬 伸一、以下「当社」)は、「トータルアシスト住まいの保険(以下「住まいの保険」)」において、豪雨や土砂災害に伴う水災による損害を受け、保険金が支払われる場合に、当座の生活資金として10万円を早期に支払う特約「水災初期費用補償特約」の発売を開始します。

1. 背景

近年、豪雨等によって全国各地で大規模な水害や土砂災害が多発しています。これらの災害が発生した場合、家屋への床上浸水被害やライフラインの供給停止により、一時的に避難所での生活を強いられる等、これまでの生活が維持できない状況となるほか、様々な費用支出が発生することが想定されます。

当社は、水害被害を経験された被災者の方へのアンケートなどを通じて、水害による被災直後に様々な費用支出が発生する実態や、これらに対する資金ニーズがあることを確認しました。

こうした実態を踏まえ、当社の住まいの保険において、水災による損害*を受け、保険金が支払われる場合に、被災後の当座の生活資金として10万円を早期に支払う特約「水災初期費用補償特約」を、2022年10月1日以降始期契約を対象に発売します。

※ 保険の対象に再取得価額の30%以上の損害が生じた場合、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合をいいます。

2. 水災初期費用補償特約の内容

対象契約	住まいの保険において、水災による損害を補償する契約に自動的にセットします。
補償内容	建物や家財等の保険の対象が、水災による損害を受け、保険金が支払われる場合に、当座の生活資金として水災初期費用保険金をお支払いします。
保険金額	1事故あたり10万円(定額)

<費用支出の例>

- 自宅に住めない状態になってしまったため、復旧するまでの間はホテルに滞在した。
- 車が水に浸かってしまい、使用することができなくなってしまったため、タクシーを利用した。

当社はこれからも、激甚化・多発化する自然災害のリスクに対して、デジタルテクノロジーも活用しながら、お客様の「いざ」を支える新たな商品・サービスの開発を進めてまいります。

以上